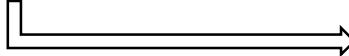


指定難病医療費助成 新規申請の必要書類

- はじめに、臨床調査個人票の作成を医師に依頼。
- 臨床調査個人票を受領後、下記の書類を用意して保健所で申請。

1・2は兵庫県が定めた様式です。
3以降をご用意ください。

必要書類		注意事項	
<input type="checkbox"/> 1	支給認定申請書	窓口で記入方法をご案内します。	
<input type="checkbox"/> 2	個人番号記載票	(マイナンバー) 右記の方の個人番号をご記入ください。 	社会保険 対象者と被保険者 国民健康保険 対象者の保険と保険者名・記号・番号が一致する <u>16歳以上の方全員</u>
<input type="checkbox"/> 3	(マイナンバー) 個人番号確認書類	①「個人番号カード」(写真付き) 記載された住所が、住民票の住所と一致している場合のみ有効です。 どちらかの原本をご提示ください。	国民健康保険組合 対象者の保険と保険者名・記号・番号が一致する <u>方全員</u> 後期高齢 住民票上の住所が同じ後期高齢の方全員
<input type="checkbox"/> 4	来所者の本人確認書類	1種類で可（顔写真有）⇒ 個人番号カード、運転免許証、パスポート等 2種類必要（顔写真無）⇒ 介護保険証、年金手帳、住民票等	
<input type="checkbox"/> 5	対象者の保険情報が確認できる書類	①資格情報のお知らせ ②資格確認書 ③マイナポータルの資格情報画面 上記①～③のうちいずれか1つ ※生活保護受給者は、生活保護受給証明書をご用意ください。	
<input type="checkbox"/> 6	臨床調査個人票	指定医にご依頼ください（医師が記載した日から 6ヶ月間 有効）。	
<input type="checkbox"/> 7	難病医療費の領収書原本	【お持ちの方】軽症者特例（下記参照）に該当するかを確認します。	
<input type="checkbox"/> 8	難病・小慢の受給者証	【同一保険加入者に、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者がいる方】	

～軽症者特例とは～

提出された 臨床調査個人票（診断書）の内容から、兵庫県の審査会において、

“診断基準” + “重症度” を満たしていると認められた場合に、医療費助成の対象となります。

ただし重症度を満たしていないくても “軽症者特例” に該当していれば、助成対象となります。

指定難病に関する医療費総額（10割）について、以下に該当していることを確認できた場合に、

「軽症者特例」の申請が可能です。 申請月を含む過去12か月の領収証をご用意ください。

軽症者特例の要件

33,330円 (診療報酬点数 3,333点) を超える × 3ヶ月 以上 / 申請月を含む過去 12か月間

あかし保健所 健康推進課

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通り1丁目4-7

TEL 078-918-5657 FAX 078-918-5440